

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人新潟臨港保健会
- ① ☒ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3
- (3) 設立認可年月日 昭和26年5月22日
- (4) 設立登記年月日 昭和26年5月22日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	湊 泉	新潟臨港病院
理 事	堂前 洋一郎	新潟万代病院
同	鈴木 裕	新潟臨港病院 院長 管理者
同	宮坂 大	新潟万代病院 院長 管理者
同	塚本 亮介	法人本部 事務局長
同	西村 健一	ヘルスケアリンク株式会社 代表取締役
同	南波 秀憲	株式会社リンコーコーポレーション 取締役会長
監 事	樋口 充	社会医療法人さくら会 事務局長
監 事	川口 正樹	医療法人社団白美会 西蒲中央メディカルセンター 名誉院長
評 議 員	伊原 郁夫	経営有識者 (社会医療法人さくら会理事長)
同	庄司 哲也	経営有識者 (医療法人貝塚病院理事長)
同	追手 巍	経営有識者 (新潟医療福祉大学教授)
同	樋口 英樹	医療を受ける者
同	有間 巧	医療を受ける者
同	川崎 敏幸	医療を受ける者
同	長谷川 正樹	経営有識者 (上越医師会上越総合健康管理センター センター長)
同	那須野 求馬	経営有識者 (社会福祉法人新潟臨港福社会 理事・事務局長)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	新潟臨港病院	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	一般病床 147床 療養病床 49床
病院	新潟万代病院	新潟県新潟市中央区八千代2丁 目2番8号	一般病床 52床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
臨港訪問看護ステーション	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	
居宅介護支援事業所臨港病院	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	
万代訪問看護ステーション	新潟県新潟市中央区八千代2丁 目2番8号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
駐車場業	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地1	
不動産業	新潟県新潟市東区桃山町1丁目 114番地3	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 5月29日 令和5年度決算報告の承認
令和7年、3月26日 令和7年度の事業計画の承認

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
なし

様式第一号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号 2

貸借対照表

(令和 7年 3月 31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,422,222	【流動負債】	1,381,606
現金及び預金	1,402,081	買掛金	300,288
医業未収金	916,968	未払金	977
未収金	65,270	短期借入金	200,000
医薬品	18,783	一年内返済長期借入金	367,972
診療材料	11,089	一年内返還建設協力金	10,999
給食用材料	687	一年内支払長期未払金	170,532
貯蔵品	979	リース債務	1,504
前払費用	5,826	未払費用	190,834
短期貸付金	1,052	未払法人税等	8,096
その他流動資産	249	未払消費税等	5,896
貸倒引当金	△ 767	預り金	22,467
		前受収益	4,170
		貸与引当金	97,866
【固定資産】	3,929,682	【固定負債】	3,953,130
【有形固定資産】	3,737,679	長期借入金	2,928,235
建物	1,951,991	建設協力金	176,000
構築物	64,557	長期未払金	408,031
機械装置	1,268	退職給付引当金	435,290
器械備品	601,465	リース債務	5,573
車両運搬具	0		
土地	1,112,184	負 債 合 計	5,334,736
リース資産	6,212	純 資 産 の 部	
【無形固定資産】	2,181	科 目	金 額
電話加入権	1,479	【積立金】	1,017,167
ソフトウェア	364	設立等積立金	6,591
施設利用権	337	繰越利益積立金	1,010,575
【その他の資産】	189,820	純 資 産 合 計	1,017,167
投資有価証券	101,500		
長期前払費用	85,907		
長期貸付金	2,091		
敷金	310		
その他の投資	11		
資 産 合 計	6,351,904	負債・純資産合計	6,351,904

様式第二号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号

2

損益計算書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【事業損益】		
【本来業務事業損益】		
【事業収益】		5,722,604
【事業費用】		
【事業費】	5,326,468	
【本部費】	104,581	5,431,049
本来業務事業利益		291,555
【附帯業務事業損益】		
【事業収益】		117,977
【事業費用】		112,989
附帯業務事業利益		4,987
【収益業務事業損益】		
【事業収益】		45,208
【事業費用】		1,768
収益業務事業利益		43,440
事業利益		339,983
【事業外収益】		
受取利息・配当金	791	
その他の事業外収益	10,741	11,533
【事業外費用】		
支払利息	48,606	
その他の事業外費用	2,382	50,988
経常利益		300,528
【特別利益】		
施設設備補助金収益	312	312
【特別損失】		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	81,387	81,387
税引前当期純利益		219,452
法人税・住民税及び事業税	8,096	8,096
当期純利益		211,356

様式第三号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号

2

財産目録

(令和 7年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額 6,351,904 千円
2. 負 債 額 5,334,736 千円
3. 純 資 産 額 1,017,167 千円

(単位：千円)

(内 訳)	区 分	金 額
A 流 動 資 産		2,422,222
B 固 定 資 産		3,929,682
C 資 産 合 計 (A+B)		6,351,904
D 負 債 合 計		5,334,736
E 純 資 産 (C-D)		1,017,167

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会

所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目14番地3

※医療法人整理番号 2

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者(※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 関係事業者とは、当該医療法人と次の(2)に掲げる取引を行う場合における次の(1)に掲げる者をいう。

(1) 次の(2)に掲げる取引を行う者

- ① 当該医療法人の役員又はその近親者(配偶者又は二親等内の親族)
- ② 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
- ③ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
- ④ 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- ⑤ ③の法人の役員が他の法人(当該医療法人を除く。)の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人

(2) 当該医療法人と行う取引

- ① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額(本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額)又は事業費用の総額(本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額)の10パーセント以上を占める取引
- ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
- ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- ④ 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
- ⑤ 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
- ⑥ 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人新潟臨港保健会

理事長 湊 泉 殿

私たちは、社会医療法人新潟臨港保健会の令和 6 年度会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

結果

- （１） 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められます。
- （２） 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３） 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４） 理事の職務執行に関する不正の行為又は寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 5 月 28 日

社会医療法人新潟臨港保健会

監事 川 口 正 樹 

監事 樋 口 充 

様式第四号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号 2

純資産変動計算書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和6年3月31日残高	6,591	799,219	805,811	805,811
会計年度中の変動額				
当期純利益	-	211,356	211,356	211,356
会計年度中の変動額合計	-	211,356	211,356	211,356
令和7年3月31日残高	6,591	1,010,575	1,017,167	1,017,167

様式第五号

法人名 社会医療法人新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号 2

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	4,656,956	16,983	-	4,673,939	2,721,948	119,784	1,951,991
	構築物	217,546	-	-	217,546	152,988	4,743	64,557
	機械装置	134,520	-	-	134,520	133,252	706	1,268
	器械備品	2,042,672	304,306	34,376	2,312,602	1,711,137	165,809	601,465
	車両運搬具	6,923	-	-	6,923	6,923	-	0
	土地	1,112,184	-	-	1,112,184	-	-	1,112,184
	リース資産	15,892	6,836	-	22,728	16,516	1,227	6,212
	計	8,186,696	328,126	34,376	8,480,446	4,742,767	292,271	3,737,679
無形固定資産	電話加入権	1,479	-	-	1,479	-	-	1,479
	ソフトウェア	25,943	420	-	26,363	25,999	172	364
	施設利用権	420	-	-	420	82	28	337
	計	27,843	420	-	28,263	26,081	200	2,181
その他の資産	投資有価証券	1,500	100,000	-	101,500	-	-	101,500
	長期前払費用	61,256	44,815	20,164	85,907	-	-	85,907
	長期貸付金	3,144	-	1,052	2,091	-	-	2,091
	敷金	411	-	101	310	-	-	310
	その他の投資	11	-	-	11	-	-	11
	計	66,323	144,815	21,318	189,820	0	0	189,820

※器械備品の増加・・・主として手術用ロボットMAKOSYSTEMの購入によるものであります。
※投資有価証券の増加・・・固定利付コーラブル社債の購入によるものであります。

様式第六号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会

所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号

2

引当金明細表

(単位：千円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	672	289	194		767
賞与引当金	97,335	97,866	97,335		97,866
退職給付引当金	395,904	101,716	62,330		435,290

様式第七号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会

所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医療法人整理番号

2

借入金等明細表

(単位：千円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率（％）	返済期限
短期借入金	-	200,000	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	377,982	367,972	1.372	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,296,207	2,928,235	1.372	2037/7/31
合計	3,674,189	3,496,207	-	-

※2年目以降の長期借入金については下記の通り。

2年目に返済予定の長期借入金額は367,972千円です。

3年目に返済予定の長期借入金額は364,232千円です。

4年目に返済予定の長期借入金額は257,675千円です。

5年目に返済予定の長期借入金額は229,495千円です。

様式第八号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会

※医療法人整理番号

2

所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

有価証券明細表

(単位：千円)

【満期保有目的の債券】

銘柄	券面総額	貸借対照表価額
㈱第四北越証券 固定利付コーラブル社債	100,000	100,000
計		

【その他有価証券】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額
㈱紫雲ゴルフクラブ 第一種優先株式	1	1,500
計	1	1,500

様式第九の一号

法人名 社会医役法人 新潟臨港保健会

所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3

※医役法人整理番号

2

事業費用明細表

(単位：千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	1,171,362	-	1,171,362	100	-	1,171,462
給与費	2,914,900	103,800	3,018,700	94,282	-	3,112,983
委託費	348,099	-	348,099	2,707	-	350,806
経費	879,306	781	880,088	15,793	1,768	897,650
その他の事業費用	12,799	-	12,799	105	-	12,904
計	5,326,468	104,581	5,431,049	112,989	1,768	5,545,807

様式第九の二号

法人名 社会医療法人 新潟臨港保健会
所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3※医療法人整理番号

					2
--	--	--	--	--	---

事業費用明細表

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【材料費】		
医薬品費	371,724	
診療材料費	743,861	
医療消耗器具備品費	8,373	
給食用材料費	43,872	
歯科材料費	3,630	1,171,462
【給与費】		
給料	2,166,888	
役員報酬	103,800	
賞与	280,329	
賞与引当金繰入額	97,866	
退職給付費用	75,484	
法定福利費	388,614	3,112,983
【委託費】		
検査委託費	101,236	
歯科技工委託費	3,958	
寝具委託費	4,622	
洗濯委託費	6,154	
器械保守委託費	84,310	
その他の委託費	150,524	350,806
【経費】		
減価償却費	292,052	
賃借料	58,140	
地代家賃	3,966	
修繕費	28,526	
固定資産税等	6,944	
車両関係費	1,165	
福利厚生費	42,716	
旅費交通費	3,996	
職員被服費	14,267	
通信費	10,783	
広告宣伝費	1,731	
新聞図書費	358	
寄付金	65	
消耗品費	25,682	
消耗器具備品費	5,665	
水道光熱費	149,365	
保険料	16,815	
交際費	4,381	
諸会費	5,474	
租税公課	193	
医薬貸倒損失	104	
貸倒引当金繰入額	289	
雑費	22,124	
控除対象外消費税等負担額	202,838	897,650
【その他の事業費用】		
図書費	5,360	
研究研修費	7,543	12,904
事業費用計		5,545,807

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

2018年度より「医療法人会計基準（平成 28 年 厚生労働省令第 95 号）」に基づいて作成しております。

I. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

II. 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品・・・最終仕入原価法に基づく低価法

診療材料・・・最終仕入原価法に基づく低価法

給食用材料・・・最終仕入原価法に基づく低価法

貯蔵品・・・最終仕入原価法に基づく低価法

III. 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置 4年～12年

器械備品 2年～20年

車両運搬具 2年～4年

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. リース資産

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却を行っております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. その他

有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されており、その金額は、4,742,767千円です。

IV. 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度に負担する支給見込額に基づき計上しております。

3. 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(1) 会計基準適用時差異の費用処理方法

会計基準適用時差異は、発生年度より10年で費用処理しております。

V. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は費用処理しております。

VI. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

1. 補助金等の会計処理

運営費補助金は事業収益に計上し、固定資産の取得に係る補助金等は特別利益に計上しております。

VII. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益事業からの繰入金の状況に関する事項

①収益業務から一般会計への繰入金の状況

(単位：千円)

繰入純額期首残高	元入額	繰入額	繰入純額期末残高
20,700	2,202	37,139	60,042

②資産及び負債のうち収益業務に係るもの

(単位：千円)

資 産		負 債	
建 物	43,653	未払法人税等	6,301
土 地	42,717	未払消費税等	4,520
		前受収益	4,170
計	86,370	計	14,992

VIII. 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金 額 (千円)
建 物	1,951,991
土 地	1,112,184
計	3,064,176

【担保に係る債務】

科 目	金 額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,848,101
計	2,848,101

IX. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

1. 法人である関係事業者

該当事項はありません。

2. 個人である関係事業者

該当事項はありません。

X. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

XI. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

XII. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするための必要な事項

1. 退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として企業型年金制度を設けております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	令和7年3月31日現在 (千円)
退職給付債務の期首残高	645,177
退職給付費用	20,329
退職給付の支払額	62,330
退職給付債務の期末残高	603,176

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区分	令和7年3月31日現在 (千円)
退職給付債務	603,176
退職給付会計適用時差異の未処理残高	167,886
退職給付引当金	435,290

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	令和7年3月31日現在 (千円)
簡便法による退職給付費用	20,329
退職給付会計適用時差異 (その他の特別損失)	81,387
計	101,716

上記以外に企業型年金制度に基づく退職給付費用として52,142千円計上しております。

2. 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

主な補助金等の内訳

(単位：千円)

内容	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
救急搬送事業	新潟市	8,617	事業収益 (本来業務)
病院輪番制事業		6,776	事業収益 (本来業務)
病院輪番制設備整備事業		312	特別利益
計		15,705	

3. 基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末

(単位：千円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
現金及び預金	6,591	-	-	6,591

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

社会医療法人 新潟臨港保健会
理 事 会 御 中

監査法人エイル
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 平 要志和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水 直隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人新潟臨港保健会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第74期の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過

程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

強調事項

1. 「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」に記載されているとおり、社会医療法人新潟臨港保健会は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、退職給付に係る会計処理については簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とするという簡便的な処理を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない。

ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上